身体拘束・虐待防止対応マニュアル

1. 目的

本マニュアルは、身体拘束および虐待を防止し、利用児童の人権を尊重した支援を行うことを目的とする。

2. 基本方針

・利用児童の人権および尊厳を最優先とする
・身体拘束および虐待は、原則として行わない
・やむを得ない場合であっても、最小限とし適切な手続きを行う
・職員全員が共通認識を持ち、組織として防止に取り組む

3. 身体拘束および虐待の定義

（1）身体拘束

本人の意思に反して、身体の自由を制限する行為をいう。
（例：手足を押さえる、行動を制限する等）

（2）虐待

以下の行為を含む。
・身体的虐待
・心理的虐待
・ネグレクト
・性的虐待

4. 身体拘束の原則禁止

・身体拘束は、原則として禁止する
・支援方法の工夫や環境調整により、身体拘束を行わない支援を行う

5. やむを得ず身体拘束を行う場合

（1）要件

以下のすべてを満たす場合に限り、身体拘束を行う。
・切迫性：生命または身体に重大な危険がある場合
・非代替性：他に代替手段がない場合
・一時性：最小限かつ短時間であること

（2）手続き

・管理者の判断および指示のもとで行う
・保護者へ事前または事後速やかに説明する
・実施内容および経過を記録する

6. 虐待防止の取り組み

・日常的な支援を振り返り、虐待につながる行為を防止する
・職員間で意見交換を行い、支援方法を共有する
・ストレスや感情を一人で抱え込まない体制を整える

7. 虐待が疑われる場合の対応

・速やかに管理者へ報告する
・事実確認を行い、必要に応じて関係機関へ相談・通報する
・児童の安全確保を最優先とする

8. 職員研修

・身体拘束および虐待防止に関する研修を定期的に実施する
・新任職員に対しても周知徹底を行う

9. 記録と報告

・身体拘束を行った場合は、内容および理由を記録する
・虐待防止に関する取り組み状況を記録・共有する

10. 職員の責務

・児童一人ひとりの特性を理解し、尊重した支援を行う
・不適切な対応に気づいた場合は、速やかに共有・相談する
・本マニュアルを理解し、日常業務に反映する

11. 見直し・改善

・支援内容や事案を踏まえ、定期的に内容を見直す
・法令やガイドラインの改正に応じて更新する

２０２３年４月１日策定